



～町民のライフサイクルを応援する30事業～

標津町での、

皆様のくらしを応援します！

平成29年9月

標津町

◆ 目 次

赤下線：新規または統合等を行った事業

1 結婚・子宝・子育ての政策 【若い世代の結婚や出産等の理想・希望を叶える】

①	結婚活動の応援強化	2
②	<u>安心出産の支援</u>	3
③	出産祝い金の給付	4
④	乳幼児紙おむつ購入助成	5
⑤	幼保連携型認定こども園の開設	6
⑥	<u>こども園の無料化または負担軽減</u>	6
⑦	小、中学生の学習教材費の助成	7
⑧	高校生までの医療費無料化	7
⑨	標津高校での学びの支援	8

2 定住・移住・暮らしの政策 【このまちで暮らしたい、暮らし続けたい希望を叶える】

⑩	住宅取得助成	9
⑪	住宅リフォーム助成	9
⑫	<u>住まい・暮らしの資源の利活用</u>	10
⑬	<u>あんしんサポートセンターによる地域での支え合い</u>	10
⑭	高齢者福祉施設利用者の負担軽減	11
⑮	介護予防事業の推進	11
⑯	高齢者等の除雪支援充実	12
⑰	若者健診・保健指導の推進	12
⑱	医療技術者等の確保	13
⑲	避難道路・防雪柵の整備	13
⑳	新・地域防災計画の実践	14
㉑	ふるさとの未来を担うリーダーづくり	14

3 産業・経済の政策 【生産基盤を高め、地域資源を活かし、人の流れを変える】

㉒	新しい農業経営者づくり	15
㉓	農業協業法人の支援	16
㉔	水産資源対策の強化	16
㉕	標津ブランドづくり	17
㉖	標津川の環境保全等	17
㉗	起業支援補助の拡充	18
㉘	再生可能エネルギーの活用等	19
㉙	交流人口の拡大による地域の活性化	19
㉚	情報発信の強化等	20

◆ 政策パッケージについて

本町では、平成26年4月より、町民のライフサイクルを応援する政策をひとまとめにした「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を実践し、まちづくりの基本計画である「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の後半期間に厚みを持たせてきたところですが、新年度は更に充実した取り組みとするため、事業の追加・拡充・見直しを図った「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ 2017」によって推進していきます。

特に、子育てに関しては、教育関連事業の充実と合わせた包括的な支援策により「北海道No.1の子育て応援のまち」として重点的に推進し、より良い定住地域の実現を目指してまいります。

※ ご不明な点、詳細等につきましては担当部署までお問い合わせください

①結婚活動の応援強化

【結婚・子宝・子育ての政策】

酪農業と水産業が基幹産業である本町の振興発展、産業の安定した担い手対策の観点などから、未婚男女のパートナー確保は大変重要な課題です。「標津町結婚活動支援プロジェクト協議会」、「標津町農業後継者対策推進協議会」などの関係団体等と連携し、結婚を希望する男性・女性（概ね25歳から45歳）の出会いの場づくりや円滑な交際支援など、結婚活動を応援します。

■ 事業計画

- (1) 結婚活動に関する情報提供、婚活相談、出会い活動・婚活勧奨
- (2) 交流イベント、パーティー等への参加呼びかけ、参加支援
- (3) 出会いの場づくり、交流イベント企画、グループ・個人交流（ご紹介、お見合い会など）のコーディネート、カップリング支援
- (4) コミュニケーション方法やマナー、身だしなみ等の講習会開催
- (5) インターネットや広報紙等による婚活に関する情報発信 など

■ 担当部署

標津町役場農林課農政担当
TEL 0153-82-2131



②安心出産の支援

【結婚・子宝・子育ての政策】

町内にお住いの妊婦の方（里帰り出産を含む）や、その家族の方が安心して出産できる環境づくりを支援するため、平成29年8月から「標津町あんしん出産支援事業」を実施しています。

■ 支援の内容

（1）緊急出産サポート事業

妊婦さんが事前に登録いただいた出産に関する情報を町と標津消防署で共有し、緊急時に速やかに医療機関に搬送できる体制の整備と、道路の通行止めが予想される場合は出産予定日が近い（妊娠37週以降）妊婦の方に情報提供します。

（2）妊婦健康診査等交通宿泊費助成事業

妊婦健診や出産に係る交通費、道路通行止めなどの理由で必要となる宿泊費の一部を助成します。

【交通費】

- ◆対象経費：妊婦健診（14回）、産後健診（1回）、出産（1回）に係る交通費
- ◆対象者：町内在住で、標津町から出産医療機関に通院している妊婦
※里帰り出産で、他町に居住している方は対象外です
- ◆助成金額：【通常出産】 通院1回あたり400円（往復分）
【ハイリスク出産】 通院1回あたり2,600円（往復分）
※ハイリスク出産の対象は、医師により周産期母子医療センターでの受診、出産を指示された方です

【宿泊費】

- ◆対象経費：出産に伴い必要となる妊婦の宿泊費（最大5泊）
- ◆対象者：「交通費」の対象となる方のうち、次に該当する方
 - ・ハイリスク出産と診断され、周産期母子医療センター付近での宿泊が必要な妊婦
 - ・出産予定日に荒天等で道路通行止めが見込まれ、予め出産医療機関付近での宿泊を必要とする妊婦
- ◆助成金額：宿泊費の2/3（上限3,000円/泊）

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」子育て支援室
Tel 0153-82-1515

③ 出産祝い金の給付

【結婚・子宝・子育ての政策】

新たに町民となった新生児の誕生をお祝いするとともに、次代を担う子どもの出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育を目的として「出産祝い金」を給付します。

■ 対象者

次の要件を満たしている場合に、保護者に対して支給されます。

(1) お子さんの要件

- ◆平成26年1月1日以降に生まれたお子さんであること
- ◆出生後最初の住民登録地が標津町であること

(2) 保護者の要件

- ◆現に養育・監護している方で、引き続き標津町に住所を有する意向であること
- ◆出生時点ですでに1年以上引き続いて標津町に居住しているまたは、転入後にお子さんが誕生し、転入時からの居住期間が引き続き1年を経過した場合

■ 支給金額

生まれたお子さんが	「第1子」の場合	50,000円
	「第2子」の場合	100,000円
	「第3子以降」の場合	500,000円

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」子育て支援室
TEL 0153-82-1515



④乳幼児紙おむつ購入助成

【結婚・子宝・子育ての政策】

乳幼児が使用する紙おむつに係る費用を町が助成することにより、子を産み育てる養育者の負担軽減を図るとともに、次代を担う子の出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育に資することを目指します。

■ 対象者

- (1) 支給対象児と同居し養育する方
(2) 現に本町に居住し住民登録がある方
(3) 引き続き本町に住所を有する意思のある方
- } であり、次の項目に該当する方



- ◆ 支給対象児の誕生日において、支給対象児を養育する方（又はその配偶者）の住所を有する期間が連続して1年以上経過している場合
- ◆ 支給対象児を養育する方が、支給対象児の誕生日以降において、本町に住所を有することになった日から起算して引き続き1年を経過した場合
- ◆ その他、町長が特に認めた場合

■ 支給金額等

- (1) 助成金は標津町商工会商品券で支給します
(2) 引換券を発行し、受給者が標津町商工会で商品券と引き換えます
(3) 0歳～2歳までに使用する紙おむつ購入費を12万円と想定し、半年毎に3万円を4回に分けて商品券と引き換えることができるよう商品券引換券を支給します

1回目・・・出生時	3万円	
2回目・・・6ヵ月を迎えたとき	3万円	
3回目・・・1歳を迎えたとき	3万円	
4回目・・・1歳6ヵ月を迎えたとき	3万円	計12万円分支給

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」子育て支援室
TEL 0153-82-1515

⑤ 幼保連携型認定こども園の開設

【結婚・子宝・子育ての政策】

標津・川北地区に、保育園や幼稚園、児童発達支援事業所、親子交流館などの機能を集約したこども園を開設し、より充実した子育て支援を推進します。

■ 機能等

- ◆ 標津認定こども園 「保育園」「幼稚園」「児童発達支援事業所」「親子交流館」
- ◆ 川北認定こども園 「保育園」「幼稚園」

■ 使用料等

次の「⑥こども園の無料化または負担軽減」を参照してください

⑥ こども園の無料化または負担軽減

拡充事業

【結婚・子宝・子育ての政策】

平成 26 年 4 月から幼稚園使用料を、平成 27 年 4 月からは町内保育園の保育料の無料化等により、保護者負担の軽減と子育て支援の充実を図ってきました。

こども園開設後も、満 6 ヶ月～2 歳は負担を軽減、3 歳以上は無料となります。なお、支援対象の費用には、道具・教材費・給食・おやつ代を含んでいます。

■ 無料化等の対象と内容

(1) 1号認定児（幼稚園相当）

無料（教材費、給食費等を含め無料です）

(2) 2号認定児（3～5 歳児保育園相当）

無料（道具費、給食費等を含め無料です）

(3) 3号認定児（6 ヶ月～2 歳児保育園相当）

国基準の 1/4 に減額

※第 2 子以降は無料となります（所得制限あり）

※一時保育は 200 円/時間

■ ⑤、⑥の担当部署

標津認定こども園あおぞら TEL 0153-82-2717
川北認定こども園にじいろ TEL 0153-85-2959
標津町教育委員会管理課 TEL 0153-82-3110



⑦小、中学生の学習教材費の助成

【結婚・子宝・子育ての政策】

小学生及び中学生の学習に伴う教材(学習を補うための資料集や問題集)及び実習用品(家庭科、理科等の共用品)等の購入費用を町が助成し、保護者の負担軽減を図っています。

■ 助成内容

教材や実習に係る助成費

- ◆小学生1人あたり 5,800円/年
- ◆中学生1人あたり 11,200円/年
- ◆小学校の新入学児童に対する算数セット 1人あたり2,700円



■ 担当部署

標津町教育委員会管理課 Tel 0153-82-3110



⑧高校生までの医療費無料化

【結婚・子宝・子育ての政策】

子どもの保健の向上や福祉の増進、子育て世帯への支援を目的として、標津町に住所を有する満18歳までの子どもと、町外から標津高校へ通学する満18歳までの生徒についても、同様に助成しています。(◎標津高校での学びの支援参照)

■ 対象者

- ◆標津町に住所を有する、18歳までの子ども(生活保護世帯を除く)
- ◆他町から標津高校へ通学する、18歳までの子ども(生活保護世帯を除く)

■ 助成の内容

平成27年4月診療分以降の医療費について、医療機関で支払う金額の全額を助成します。

■ 助成の方法

北海道内の医療機関・薬局では、受給者証を提示すればその場で助成が受けられます。(一部未対応の医療機関あり)

道外での受診、受給者証の未提示、医療機関が未対応など、その場で助成が受けられなかった場合は、役場担当窓口に申請いただければ後日助成を受けられます。



■ 担当部署

標津町役場住民生活課医療給付担当 Tel 0153-82-2131

⑨ 標津高校での学びの支援

【結婚・子宝・子育ての政策】

これまで、学習内容の充実や通学・部活動等への支援、進路対策の強化などによって標津高校の魅力の向上を図ってきました。

平成 27 年度からは、これまでの取り組みに加え、支援策を拡充して、入学者数の確保と高校の存置強化を図っています。

■ 支援の内容

(1) 教科書、制服代の 5 万円支給

高校入学の際にかかる教科書代や制服代、ジャージ代等の購入費として 5 万円を入学後に現金支給します。

(2) 町内・外からのバス通学費全額支給

町内外からのバス通学にかかる費用を全額支給します。

(3) 国公立大学の入学料 30 万円支給

標津高校の学力向上策として、4 年制の国公立大学合格者に対し、入学料相当額の 30 万円を大学入学後に支給します。

(4) 高校生の医療費無料化

「⑧こども医療費助成」のとおり、医療費を高校生まで無料とし、なおかつ、町外から標津高校に通う生徒も対象としています。

■ 担当部署

標津町教育委員会管理課 TEL 0153-82-3110



⑩住宅取得助成

【定住・移住・暮らしの政策】

平成 26 年 4 月からの消費税率引上げにより、住宅建築需要の低下が懸念され、町内経済の活性化と移住・定住の促進を図ることを目的に、住宅の新築及び中古住宅の取得に係る費用に対して、その一部を助成します。

■ 助成の内容

(1) 新築の場合

- ◆工事契約金額（税込）の 10%を助成（10 万円未満切捨て）
- ◆上限額は 200 万円で、次の要件を満たす場合は上限額に加算
 - ・元請が町内業者 ⇒ 50 万円加算（上限 250 万円）
 - ・建築主（世帯主）が移住者 ⇒ 50 万円加算（上限 250 万円）
 - ・元請が町内業者＋移住者 ⇒ 100 万円（上限 300 万円）

(2) 中古住宅購入の場合

- ◆住宅の固定資産評価額の 2 倍の 10%相当額を助成（1 万円未満切捨て）
- ◆上限額は 50 万円で、移住者は更に 50 万円を加算（上限 100 万円）

■ 担当部署

標津町役場建設水道課建築・住宅担当 TEL 0153-82-2131

⑪住宅リフォーム助成

【定住・移住・暮らしの政策】

「⑩住宅取得支援」に加え、既存の住宅の安全性・耐久性・居住性を向上させるリフォームを促進することにより、定住環境の整備と建築需要の喚起を図ります。

■ 助成の内容

- ◆工事契約金額（税込）の 20%を助成（1 万円未満切捨て）
- ◆上限額は 50 万円
- ◆助成金額の 20%は、標津町商工会の商品券で支給します。
 - 例) 工事費 54 万円の場合
 - $54 \text{ 万円} \times 20\% = 10 \text{ 万円}$ の助成（1 万円未満切捨て）
 - $10 \text{ 万円} \times 20\% = 2 \text{ 万円}$ を商品券で、残り 8 万円を現金で支給

■ 担当部署

標津町役場建設水道課建築・住宅担当 TEL 0153-82-2131

⑫住まい・暮らしの資源の利活用

【定住・移住・暮らしの政策】

町では平成28年度より、建築や福祉、防災、移住等の政策間連携を図りながら、空き家や遊休施設等の資源の利活用を推進していきます。

平成29年度には、取得した遊休施設を「望ヶ丘ハイム」として整備し、あらたな住まいの場として活用しています。

■ 実施事業

- ◆地域資源・既存ストック活用地域プロジェクトの推進
- ◆世帯向け集合住宅「望ヶ丘ハイム」の整備、活用

■ 担当部署

標津町役場建設水道課建築・住宅担当
 標津町役場企画政策課企画調整担当
 TEL 0153-82-2131



⑬あんしんサポートセンターによる地域での支え合い

【定住・移住・暮らしの政策】

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活で抱える困りごとなどに対してお手伝いをするサポーター（町民ボランティア）による支え合いの輪を広げる活動を推進します。

■ 支援内容

サポーター（町民ボランティア）の登録推進など

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」高齢者福祉担当
 TEL 0153-82-1515

⑭ 高齢者福祉施設利用者の負担軽減

【定住・移住・暮らしの政策】

特別養護老人ホーム標準はまなす苑への入所待機者の解消や、在宅で生活されている方々に対する介護サービスの充実などを目的として、町の支援の下「サービス付き高齢者向け住宅」と「小規模多機能型居宅介護施設」が社会福祉法人標津福祉会により平成28年度に開設されました。

これらの施設の整備により、既存の認知症グループホーム、高齢者対応型下宿を含めた「高齢者の住まいの確保・充実」が図られたところですが、特養と比較した場合の利用者負担の差額の大きさや、介護報酬の改定を契機とした家賃等の値上げなど、入所に係る経済的な負担の大きさが課題となっていました。

このことから、町では次のとおり家賃等利用者負担に対する助成を行っています。

■ 負担軽減の概要

高齢者福祉施設利用者の負担軽減 ※ () は助成後の1カ月あたり本人負担額の目安

◆高齢者下宿	4,800円 (80,000円)
◆グループホーム	39,000円 (88,000円)
◆サービス付き高齢者向け住宅	13,000円 (98,000円)

※ 助成金額は、本人が町民税非課税の場合

※ 本人が課税の場合は、非課税の助成金額の2分の1

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」介護保険担当・高齢者福祉担当

TEL 0153-82-1515

⑮ 介護予防事業の推進

【定住・移住・暮らしの政策】

高齢者がいつまでも元気で、互いに支え合う介護予防の地域づくりのため、楽しみながら自分に合わせた筋力運動を行う「いきいき百歳体操」を推進し、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりをめざします。

■ 取組みの概要

- (1) いきいき百歳体操実施地区の拡大
- (2) 実施地区同士の意見・情報交換会の開催

■ 担当部署

標津町地域包括支援センター TEL 0153-82-1588

⑯ 高齢者等の除雪支援充実

【定住・移住・暮らしの政策】

現在、高齢者世帯や障がい者世帯など自力での除雪が困難な世帯に対しては、社会福祉協議会による地域福祉支援ネットワーク事業の一環として、対象者宅の戸口から隣接する道路までの除雪支援が、町内会単位での助け合い・支えあいの精神により行われており、町内会に対して活動経費が助成（対象者 1 戸あたり 1 シーズン 5,000 円）されています。

この取組みを継続するとともに、町内会・社会福祉協議会・町の3者で現在の支援体制や実施方法を検証し、地域間における支援内容の均衡やさらなる支援内容の充実に向けて検討を行っていきます。

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」高齢者福祉担当
Tel 0153-82-1515

⑰ 若者健診・保健指導の推進

【定住・移住・暮らしの政策】

現在、健康状態を認識する機会として健診が実施されていますが、16 歳から 39 歳の被用者保険の被扶養者等は健診を受診する機会が保障されていません。

このことから、町では全世代に健診を受ける機会を提供し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を目指すため、16 歳から 39 歳の町民（就業者、学生を除く）を対象に健診費用を助成し受診勧奨するとともに、健診結果から抽出された生活習慣病の危険度の高い方を対象に、個別のリスクに応じた保健指導を行っています。

■ 事業概要

健診費用に対する助成（自己負担 1,500 円）
※年齢等によって差がありますが、費用の概ね 8 割が軽減されます。

■ 健診内容

（1）診察項目

身体計測・血圧・心電図（30 歳以上）・眼底検査（30 歳以上）

（2）血液検査

血糖検査、脂質検査、肝機能検査など

（3）尿検査

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」保健予防担当 Tel 0153-82-1515

⑱医療技術者等の確保

【定住・移住・暮らしの政策】

現在、根室管内では医療技術者不足が深刻な状況に置かれており、本町においても看護師職員が不足するなど、人材確保が非常に困難な状況となっています。

このことから、今後における医療技術職員の退職に伴う補充確保対策を講じていく必要があるため、町の医療技術職員を目指す学生の修学に際して「修学資金貸付制度」を、また、町に正職員として勤務する医療技術職員等の採用時に就業支援金等を貸付する「確保対策貸付金制度」を設け、医療技術職員等の安定的な配置を図ります。

■ 担当部署

標津町保健福祉センター「ひまわり」保健予防担当 TEL 0153-82-1515

⑲避難道路・防雪柵の整備

【定住・移住・暮らしの政策】

町では、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした防災・減災対策を進めており、平成24年度を「防災・減災対策強化元年」と位置付け、防災行政無線のデジタル更新や防災マップの全戸配布、備蓄品・避難施設の整備、避難訓練、町広報紙による啓発などを実施してきました。

今後は、防災、減災に係る啓発事業等を継続するほか、津波や暴風雪の災害を想定した避難道路等の計画的な整備を進めることとしております。

■ 事業の概要

(1) 避難道路の整備

(2) 防雪柵の整備

■ 担当部署

標津町役場建設水道課土木・維持担当 TEL 0153-82-2131

②0 新・地域防災計画の実践

【定住・移住・暮らしの政策】

「①9避難道路・防雪柵の整備」と同様、平成27年度に改定した地域防災計画に基づいた防災・減災対策として、本年度も引き続き次の取組みを行います。

■ 取組みの概要

- (1) ゲリラ降雨の監視
- (2) 大雨や暴風雪のきめ細かな予測と情報発信
- (3) 高潮への対応マニュアルの整備
- (4) 津波避難に必要となるハード・ソフト面の整備検討
- (5) 防災教育・啓発活動

■ 担当部署

標津町役場住民生活課防災担当
TEL 0153-82-2131



②1 ふるさとの未来を担うリーダーづくり

【定住・移住・暮らしの政策】

現在、町では地域におけるリーダー、指導者的担い手の人材発掘が課題であることから、標津の将来を担う青年（女性）相互の異業種間交流を図り、まちづくりのリーダーとなる人材の育成を進めています。

このことから、「標津のまちづくりと青年相互のネットワークの構築」をテーマに、概ね20歳～40歳の町内在住者による「しべつ未来塾」の活動を推進し、ディベートやワークショップ、町内外の研修などを通じたスキルアップを図るなかで、若者及び異業種間のネットワークの構築などを目指し、まちづくりの手法や考え方を学んでいます。

■ 担当部署

標津町生涯学習センター あすばる TEL 0153-82-2900

②新しい農業経営者づくり

【産業・経済の政策】

標津町内で新たに就農を希望する方に対し、「新規農業経営後継者」として育成するため、農業経営に必要な技術や知識等の習得を目的とした研修、指導を行う「就農トレーナー」や研修を受講する「就農研修員」に対して助成を行うとともに、新規就農者への支援により、農業の振興と地域の活性化を図ります。

■ 助成内容

(1) 就農トレーナーに対する助成

- ◆研修指導経費の助成 15万円/月

(2) 就農研修員に対する助成

- ◆住宅料の1/2を、月15,000円を限度に助成
- ◆傷害共済加入料を、年2万円を限度に助成

(3) 新規就農者への施設整備等に関する補助(3年間)

- ◆施設整備等に対する補助(上限500万円/年)
- ◆研修、里帰り目的の酪農ヘルパー利用料の助成(1/2、20日限度/年)
- ◆固定資産税相当額の助成(3年間全額)

(4) 公社営農場リース事業施設整備費の補助残分借入資金利子の負担

- ◆借入利子0.1%分を5年間助成

■ 担当部署

標津町役場農林課農政・畜産担当 TEL 0153-82-2131



⑳ 農業協業法人の支援

【産業・経済の政策】

標津町で新たに複数戸農業法人を設立する場合に、設立に伴う施設や設備の導入費用に対し、その初期投資経費の一部の導入費用の助成を行うことにより、経営の安定化と地域の活性化を図ります。

■ 対象設備

- (1) 混合飼料生産施設（TMR センター）等の設置にあたり必要となる従業員の事務所等
- (2) 生産性向上を目的とする機械、設備の導入経費

■ 助成内容

対象経費の 1/2 とし、250 万円を限度に助成

■ 担当部署

標津町役場農林課農政・畜産担当 TEL 0153-82-2131

㉑ 水産資源対策の強化

【産業・経済の政策】

近年の秋サケ漁の不漁や輸入品の増加などにより、標津町の水産業を取り巻く環境は厳しく、資源づくりの重要性がますます増えています。

基幹魚種である秋サケ資源の回復を図るための取り組みを進めるとともに、ナマコなど生産増大が期待される魚種の資源づくりについて積極的に進めます。

■ 取組みの概要

- (1) 沿岸餌料等環境調査の実施
- (2) サケ・マス自然産卵調査の実施
- (3) ナマコ種苗放流事業の推進
- (4) 栽培増殖試験事業の推進

■ 担当部署

標津町水産課水産担当 TEL 0153-82-2131

②5 標津ブランドづくり

【産業・経済の政策】

近年の秋サケ漁の不漁や加工現魚の不足などにより、標津町の水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、製品の付加価値向上やブランド化、販売力の強化などによる地域経済の活性化が喫緊の課題となっています。

このことから、町や漁協、生産者、加工業者など関係者が一体となって、ブランドづくりの推進や地産地消の強化、販売戦略の再構築などを推進することにより水産業の振興を図ります。

■ 取組みの概要

- (1) 活〆魚普及対策事業
- (2) 水産物付加価値対策事業
- (3) 水産物普及啓発・販売促進対策事業
- (4) 6次産業化支援事業
- (5) 魚食普及対策事業



■ 担当部署

標津町水産課加工開発・販売推進担当 TEL 0153-82-2131

②6 標津川の環境保全等

【産業・経済の政策】

町内を流れる二級河川「標津川」では、古くから鮭が帰る川としてサケ・マス増殖事業が営まれ、またその流域は広大で肥沃な大地をもたらす大型酪農業の基盤となっており、当町の基幹産業を育む「母なる川」であると言えます。

標津川における良好な環境の維持は農業、水産業双方にとって大変重要であり、将来にわたって保全されていく必要があることから、以下の取組みを行っています。

■ 取組みの概要

- (1) 標津川の環境保全
- (2) 標津川の水深確保

■ 担当部署

標津町役場 TEL 0153-82-2131

環境保全について・・・住民生活課環境衛生担当

水深確保について・・・水産課水産担当

②7 起業支援補助の拡充

【産業・経済の政策】

町では、産業の振興や雇用の創出、町内経済の活性化などを目的として、「起業等支援事業補助金」を設け、新たに起業・創業を目指す方に対して開業経費の一部を助成しています。

平成26年4月から制度を改正し、より利用しやすい環境づくりと更なる起業・創業の喚起を図っています。

■ 制度改正の内容

(1) 補助上限額の見直し

【改正後】

区分	基本額	正規雇用	パート雇用等	上限額(最大)
新たな雇用がある場合	<u>200万円</u>	1人につき 50万円加算	1人につき 25万円加算	<u>300万円</u>
新たな雇用がない場合	<u>150万円</u>	—	—	<u>150万円</u>

(2) 補助の対象となる経費の見直し

◆費用の一部のみが補助対象とされていた工事請負費・備品購入費は、他の経費と同様に全額が補助対象経費となりました。

◆補助対象とされていなかった人件費について、創業から12カ月を限度に一定額が補助対象経費となりました。

【改正後】

工事請負費	備品購入費	人件費
費用の <u>100%</u>	費用の <u>100%</u>	最低賃金を基に <u>一定額を補助対象経費に算入</u>

■ 担当部署

標津町役場企画政策課地域政策担当 TEL 0153-82-2131

⑳ 再生可能エネルギーの活用等

【産業・経済の政策】

町ではこれまで「標津町ネイチャーグリッド構想」を掲げ、再生活用エネルギーを活用したまちづくりを進めており、誘致が実現した川北地区の大規模太陽光発電所（メガソーラー）は平成27年1月に操業開始されました。また、武佐岳地域での地熱開発調査事業も展開され、その取組みの支援も行っています。

今後も、再生可能エネルギーの適地として地域資源の有効活用を図るとともに、誘致によって得られた財源を有効に活用し、町民の皆さんへ還元します。

■ 取組みの概要

(1) 再生可能エネルギーの有効活用

(2) 財源の有効活用

■ 担当部署

標津町役場企画政策課地域政策担当

TEL 0153-82-2131



㉑ 交流人口の拡大による地域の活性化

【産業・経済の政策】

本町の食や景観、体験観光、産業など魅力ある観光素材を活用した、標津町み(見・味・魅)どころ30選の動画や看板、DVD、また観光大使などからその魅力を全国に発信することで、町の観光振興と知名度の向上を図ります。

地域の魅力アップには、既存の観光資源を有効に活用しつつ、新たな魅力を発掘することが重要であることから、地域住民とのふれあいや交流、観光メニューの体験などから、感動を共有するなかで、交流人口の拡大を図ります。

教育旅行や個人客、グループ客、外国人観光客、またはCSR（地域貢献）など地域に呼び込む「体験型観光」「新たな市場創造」など、交流人口の拡大による地域の活性化に向け観光関係団体と連携を図り、何度でも訪れてみたい「ほんもの体験型観光地」づくりを推進します。

■ 担当部署

標津町役場商工観光課 TEL 0153-82-2131

30 情報発信の強化等

【産業・経済の政策】

町では、「人口減少時代に挑戦するまち」として、住みよいまちづくりを目指していくうえで重要となる、まちづくり等の情報の受信・発信力強化を図るため、「地域おこし協力隊」制度やSNSなどのインターネット活用を推進します。

また、多くの観光客（外国人）を迎え入れ、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目的とし、宿泊施設や料飲店などの観光集客施設に観光客等が無料で利用できる無線LANの設置を進めていきます。

■ 担当部署

標津町役場 TEL 0153-82-2131

地域おこし協力隊について・・・企画政策課企画調整担当

無線LANについて・・・商工観光課観光担当



「人口減少時代に挑戦する
政策パッケージ 2017」

～町民のライフサイクルを応援する 30 事業～

平成 29 年 9 月

発行・編集／標津町役場企画政策課

北海道標津郡標津町北 2 条西 1 丁目 1 - 3

Tel : 0153-82-2131

Fax : 0153-82-3011

Mail : kikaku@shibetsutown.jp



標津町 HP



標津町移住定住情報